八七二　非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
八七三　非居住者に対する貸付債権の売買代金（ローンパーティシペーションを含む。）
八七四　外国にある不動産の取得又は処分代金（在外公館分を除く。）
八七五　非居住者に対する預け金
八七六　保証の履行
八七七　債務履行の引受契約に係る預託金
八七八　組合その他の団体に対する出資
八八〇　保証金及び担保金（居住者側の資産に計上されるもの）
八八一　国際機関への出資
八八二　その他の資本取引（原契約期間等が一年を超えるもの）
八八三　その他の資本取引（原契約期間等が一年以内のもの）

〈対内投資〉

〔親子会社等又は関連企業への対内投資〕

九一一　対内支店投資
九一二　外国親会社等による本邦子会社等株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）
九一三　外国子会社等による本邦親会社等株式等の取得又は処分代金
九一四　外国親会社等による本邦子会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）
九一五　外国親会社等による本邦子会社等又は対内投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）
九一六　外国子会社等による本邦親会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）
九一七　外国子会社等による本邦親会社等又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）
九二〇　本邦子会社等による外国子会社等又は本邦関連企業からの借入金（金融会社間以外）
九二三　本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業からの借入金（金融会社間以外）
九二四　対内投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）
九二五　対内投資に係る外国関連企業又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）
九二六　本邦子会社等による外国親会社等、本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業、本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの中長期借入金（金融会社間）
九二七　本邦子会社等による外国親会社等、本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業、本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの短期借入金（金融会社間）

〔証券投資（対内投資に係るもの）〕

九三一　居住者が外国において発行した、発行時の満期が一年を超える証券の発行代わり金又は償還金
九三二　居住者が外国において発行した、発行時の満期が一年以内の証券の発行代わり金又は償還金
九四三　〈その他の対内証券投資〉
九四四　居住者発行株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）
九四五　居住者発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間以外）
九四七　居住者発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間以外）
九四九　居住者発行新株予約権等の取得又は処分代金
九五〇　証券の売現先の売却又は買戻し
九五一　その他居住者発行中長期証券の取得、処分代金又は償還金
九七〇　その他居住者発行短期証券の取得、処分代金又は償還金

〔その他投資（対内投資に係るもの）〕

九七一　非居住者（邦銀海外店）からの中長期借入金又は短期借入金
九七二　非居住者からの中長期借入金（邦銀海外店、外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間の借入れ以外）
九七三　非居住者からの短期借入金（邦銀海外店、外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間の借入れ以外）
九七四　居住者に対する貸付債権の売買代金（ローンパーティシペーションを含む。）
九七五　本邦にある不動産の取得又は処分代金（在日外国公館分を除く。）
九七七　保証の履行
九七九　組合その他の団体に対する出資
九八〇　保証金及び担保金（居住者側の負債に計上されるもの）
九八一　その他の資本取引（原契約期間等が一年を超えるもの）
九八二　その他の資本取引（原契約期間等が一年以内のもの）

（金融派生商品）

九九一　先物取引及び先渡取引に係る差損益
九九二　オプション取引に係るプレミアム
九九三　オプション取引に係る差損益
九九四　通貨スワップ取引に係る元本交換
九九五　スワップ取引に係る金利、配当金又はキャピタルゲイン等
九九六　オプション取引に係る転売又は買戻し

（その他）

一〇〇一　為替売買
一〇〇二　他の居住者と非居住者との決済のための預り金
一〇〇三　居住者間の取引又は行為に係る海外への支払又は支払の受領
一一〇〇　その他（上記各項目に該当しない取引又は行為に係る支払又は支払の受領）